

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

路線名	東大門安行西立野線
供用開始の区間	川口市長蔵一丁目一番七地先から 同市長蔵一丁目一六番一〇地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成三十年六月二十九日
備考	平成十三年三月二十七日付け埼玉県告示第 四三六号で告示した道路予定区域の一部供用 開始である。 延長二二〇・八五メートル